

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月22日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市専決第5号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年5月11日

高浜市長 杉浦 康 憲

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- (1) 損害賠償の額 91,300円
- (2) 相手方 市外事業者
- (3) 事故の概要

ア 事故発生日時 令和8年1月25日（日）
午前8時50分ごろ

イ 事故発生場所 高浜市沢渡町地内

ウ 事故の種類 物損事故

エ 事故の状況

市有自動車が民地内の駐車スペースに駐車するため後進していたところ、隣地のコンクリートブロックに接触し、当該構造物を損傷させた。

- (4) 和解の内容

ア 過失割合は、市100%とする。

イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、91,300円とする。

ウ 市が相手方に対して91,300円を支払う。

エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。